仕　様　書

１　件名

中野区産後ケア事業（アウトリーチ）業務委託（基本契約）

２　目的

産後の心身の不調や育児不安等がある者や支援が必要と認められる者に対し、心身のケや育児のサポートを行う事業（産後ケア事業）を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図ることを目的とする。

３　履行期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

４　履行場所

中野区内の利用者居宅

５　委託業務について

中野区産後ケア事業実施要綱に基づき、助産師が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う。

（１）対象者

中野区に住所を有する１歳未満の母親及び乳幼児であって、産後ケア利用者カード（追加利用カードを含む。以下同じ。）の交付を受けている者

（２）事業内容

（ア）利用予約の受付業務（受付、日程調整、事前説明等）

「受付・利用者負担金徴収等の業務について」（別紙１）を参照し、行うこと。

（イ）産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等の支援を行う。

①　産後の母体管理及び生活面の指導

②　母乳に関する相談及び授乳方法指導（乳房マッサージを含む。）

③　沐浴方法の指導

④　発育又は発達に関する相談

⑤　乳児に対する肌ケアの方法の指導

⑥　その他保健指導

⑦　利用アンケートの勧奨

⑧　乳児の健康状態について特筆すべき点は母子手帳に記載する

（ウ）利用者負担金の徴収及び領収書の発行

「受付・利用者負担金徴収等の業務について」（別紙１）を参照し、行うこと。

（３）利用期間・利用日（回）数

（ア）出産後１年未満（出産後満１年になる前日まで）

　　　　　なお、区長が必要と認める場合は、承認された期間までを利用期間とする。

（イ）同一利用者にサービスを提供できる日（回）数は、他の産後ケア事業（ショートステイ、デイケア）と合計で最大１５日（回）とする。

なお、「産後ケア事業・追加利用カード（多胎児支援用・利用期間延長用）」を交付されている者については、カードに記載されている合計回数とする。

（ウ）１回につき２時間程度のサービスを提供すること。

（エ）利用日（回）数を超える利用にかかる経費を区は負担しない。

６　実施体制

（１）業務責任者及び業務従事者

（ア）受託者は、助産師を利用者の居宅に派遣する。

（イ）緊急時等の連絡体制を整えていること。

（２）業務従事者の健康管理

（ア）常に本事業に従事させる者（以下「従事者」という。）に対して感染症予防及びメンタルヘルス等の的確な健康管理の措置を講じるとともに、本事業の執行に支障を来さぬ人的体制をとること。

（イ）学校保健安全法施行規則第18条第1項第2号に定める第二種感染症（インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎）若しくは新型コロナウイルス感染症にり患した従事者又はり患の疑いがある従事者（以下「り患者等」という。）を確認した場合、直ちに次の措置を講ずること。

①　り患者等について、他者への感染可能性がなくなるまでの期間は本事業に従事させないこと。

②　当該り患者等の氏名、他者へ感染させる可能性のある期間内に接触した事業利用者氏名及び接触日時等を区に対して報告すること。受託者における確認が夜間又は休日であった場合も同様とする。

７　委託契約の履行及び実績報告

（１）受託者は、本事業を契約書で定める履行場所以外の場所で実施してはならない。

（２）区は、必要があるときは受託業務の利用状況について、受託者に報告を求め、又は、区の職員を立ち会わせて監督させることができる。

（３）受託者は、原則として利用があった日の属する月ごとに、実施月の翌月１０日までに、区が定める様式により業務の実績報告を行う。ただし、３月分については、３月３１日までに報告を行うこと。

（４）以下に該当する場合には、随時すこやか福祉センターに報告する。

①　本事業の実施後も、引き続きすこやか福祉センターの保健師等による指導・支援を要する場合

②　疾病又は身体等の異常を発見した場合

③　その他、緊急の対応が必要な場合

８　連絡会への参加

　　受託者は、区が連絡会を実施する場合には参加すること。

９　委託料の請求、支払等

受託者は、受託業務の実績に基づき、次の経費の合計額を請求すること。なお、（１）③については、区の定める金額に基づき算出すること。

また、経費に係る利用者負担額以外に利用者から金銭を徴収する必要がある場合には、あらかじめ徴収予定の利用者負担内訳を区に提出すること。これらに係る経費は、委託料には含まれないため、請求には計上しない。

（１）経費区分

①　利用料　　　　　　　利用者に対するアウトリーチ事業の提供に要する経費（事務手数料を含む。）（利用１回当たり）

②　キャンセル料　　　　利用予定日前日（受託者の営業日に限る。）以降及び無断キャンセルに係る経費（１件当たり）

③　利用者負担額（減算）　受託者が徴収した利用者負担金相当額を請求額から減算する。

（２）支払方法

毎月払いとする。検査合格後、受託者からの正当な請求に基づき支払う。

なお、実施月の実績報告後に、事業実施の事実が認められた場合には、次回の請求時に合算して支払うものとする。ただし、年度を超えた場合には合算しての支払は行わない。

１０　受託事業者の責務

（１）守秘義務及び個人情報の取扱い

受託者は、委託業務として個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等を遵守して、「情報資産を取り扱う業務委託契約事項」(別紙２）に則り、業務を遂行すること。

（２）一般的禁止事項

この契約の履行に当たって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

（ア）利用者の信用を損なう行為及び利用者に危険を及ぼす行為

（イ）受託業務を履行する中での営利活動、特定の育児用品等の宣伝、販売等

（ウ）特定の思想信条に基づく活動や勧誘行為、宗教活動等

１１　区の指示に基づく受入れ中止

本契約は、契約の基本とする金額等を定める基本契約であり、区の予算措置に基づき事業実施していることから、区は受託者に対し、予算を理由とする受入れの中止を文書により指示できるものとし、受託者は指示に基づき受入れを中止しなければならない。

なお、受託者は区に対し本条に基づく中止に係る損害賠償を請求することができない。

１２　損害賠償

委託契約約款の規定のほか、受託者は、業務上行った従事者の行為等について一切の責任を負うこと。本事業を実施するに当たって故意又は過失により区又は第三者に損害を加えたときは、受託者は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

１３　事故への対応

事故等による責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、受託者は、利用者が事故にあったときや利用者との間にトラブルが生じた時は、適切な措置を講じるとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。

１４　その他

（１）受託者は、本仕様書において特に定めるもののほか、中野区産後ケア事業実施要綱（２０１７年中野区要綱第９７号）に基づき実施すること。

（２）心理指導が必要と思われる本事業の利用者については、区に報告し、区と共同で支援できるよう努めること。

（３）本事業内容について区が行う調査、資料作成、広報活動等に協力すること。

（４）本仕様書に定めるもののほか、必要な事項は別途協議の上決定する。

（５）本契約の履行にあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をすること。

【担　　当】

中野区　地域支えあい推進部　地域包括ケア推進課

すこやか福祉センター企画調整係　佐竹・松原

電　話　０３－３２２８－８８０９